

京都市知的障害者措置費徴収規則及び京都市身体障害者措置費徴収規則を廃止する規則を公布する。

令和6年6月28日

京都市長 松井孝治

京都市規則第12号

京都市知的障害者措置費徴収規則及び京都市身体障害者措置費徴収規則を廃止する規則

京都市知的障害者措置費徴収規則及び京都市身体障害者措置費徴収規則は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年6月分までの知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号の規定による措置に要する費用及び身体障害者福祉法第18条の規定による措置に要する費用の徴収については、なお従前の例による。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)